

10月27日は

投票時間は
午前7時～午後8時

衆議院議員総選挙と

最高裁判所裁判官国民審査 です

■田子町選挙管理委員会事務局 野方
(役場第2会議室20-7188)

選挙要件

- ①平成18年10月28日以前の出生者(選挙期日に満18歳であること)
- ②令和6年7月14日以前の住民票作成 又は 転入届出をした者

投票場所

町内12投票所、各選挙人あてに送付されている投票所入場券に記載されている投票所で投票できます。

また、入場券を紛失した場合でも選挙資格があれば投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

投票方法

◎投票用紙について

小選挙区選出議員選挙(薄い水色)

投票しようとする青森県第2区の候補者の氏名を一人書いてください。

比例代表選出議員選挙(さくら色)

投票しようとする一政党名を書いてください。

最高裁判所裁判官国民審査(うぐいす色)

やめさせた方がよいと思う裁判官がいる場合 → 氏名の上の欄に×を記入

やめさせなくてよい場合 → なにも書かないで投票

◎投票の順序について

①最初に小選挙区(薄い水色)投票用紙交付 → 投票

②次に比例代表(さくら色)と国民審査(うぐいす色)の
投票用紙を同時に交付

→ それぞれ投票

この紙は大事な資源物です。

雑紙収集

期日前投票

仕事や諸事情により、当日投票所へ行けない人は期日前投票ができます。

期 間 10月16日(水)～26日(土) ※土・日も投票できます。

期日前投票に併せて、投票所への送迎（移動支援）を行います。

詳しくは選挙管理委員会までご連絡下さい。

不在者投票

期 間 10月16日(水)～26日(土)

時 間 午前8時30分～午後8時

◎対象者

①他の市町村で不在者投票をする方

旅行や出稼ぎ等で他の市町村に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会で投票できます。早めに当町選挙管理委員会へご連絡ください。

②指定病院等で不在者投票をする場合

不在者投票をできる施設として指定されている病院等に入院されている方は、病院等の長を通じて投票用紙等を請求してください。施設内で投票することができます。

③郵便による不在者投票

障害や要介護のため投票所での投票が難しい方は、自宅で投票することができます。

障害等の区分・程度が一定の条件にあたる方が対象となります。

また、郵便投票証明書の申請など、手続きが必要となりますのでお早めにお問い合わせください。（手続きの期限は投票日の4日前です）

※ ①・③に必要な用紙は選管事務局または田子町HPからダウンロードすることができますので、ご確認・お問い合わせください。

期日間投票投票所 についてのお知らせ (場所・期間)

概 要

役場では、町内2箇所に期日前投票所を開設します。
投票日当日の投票が難しい場合は、開設された期日前投票所で予め投票を済ませておくことが可能です。

全ての選挙人の方が、どちらの期日前投票所でも投票出来ます。
10月27日投票日当日に投票される方は、自分の行政区が属する投票区の投票所でしか投票出来ません。ご注意下さい。

<期日前投票所①>

場 所 役場第二会議室(大字田子字天神堂平81番地)
期 間 令和6年10月16日(水)～同年10月26日(土)
午前8時30分から午後8時まで

<期日前投票所②>

場 所 上郷公民館研修室(大字山口字道前8番地)
期 間 令和6年10月21日(月)～同年10月26日(土)
午前9時から午後8時まで

■田子町選挙管理委員会事務局 野方
(役場第2会議室 TEL 20-7188)

みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に



10月27日衆議院総選挙に係る 期日前投票・移動支援のお知らせ

概要

- ①投票所への自力による移動が難しい選挙人に対して、ご自宅と期日前投票所間を送迎します（期日前投票期間のみ。投票日当日は除外）。
- ②移動支援の対象は、期日前投票所とご自宅間のみです。商業施設や医療施設への乗降は承りません。ご了承下さい。

支援対象者

長時間の自立歩行が難しく、補助の移動手段を持たない選挙人
（対象者への該当要件は、上記事務局までご相談下さい。）

支援の手順

- ①移動支援を希望する方は、下記の田子町選挙管理委員会事務局までご連絡下さい。
- ②移動支援を希望される方に対して、車両を出します。投票は、期日前投票期間中の任意の日時を選んで頂きます。投票日当日の移動支援は行っておりません。

投票所

- ①田子町役場 大字田子字天神堂平8 1
- ②上郷公民館 大字山口字道前8

この紙は大事な資源物です。

雑紙収集